

京都市会事務局職員の標準的な職務を定める規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市会議長 田中明秀

京都市会規程第2号

京都市会事務局職員の標準的な職務を定める規程の一部を改正する規程

京都市会事務局職員の標準的な職務を定める規程の一部を次のように改正する。

本則の表中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、同表7の項中「6の項」を「5の項」に改め、同項を同表6の項とする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(市会事務局総務課)